

別紙 8 RCC 光サービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

RCC 光の最低利用期間は、課金開始日から起算して 2 年とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件(第 12 第 2 項関係)

(1) RCC 光の提供区域は、当社が別途指定するものとします。

(2) RCC 光の契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用して RCC 光を利用することはできません。

(3) RCC 光において利用する回線は、当社を経由して新設する他、契約者と NTT との契約において敷設が完了した NTT の FTTH 回線(以下「既設回線」とします。)を当社の定める条件のもとに、転用することができます。

(4) 既設回線を RCC 光において利用する回線に転用する場合にあつては、以下の条件が適用されます。

(i) 既設回線に係る NTT の契約者と、RCC 光に係る通信サービス契約の契約者が同一である必要があります。

(ii) NTT から取得した既設回線に係る転用承諾番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

(iii) RCC 光に係る通信サービス利用の申込と同時に既設回線を指定する必要があります。

(5) RCC 光電話オプションの利用には、以下の条件が適用されます。

(i) 契約者は、RCC 光電話オプションの利用にあたり、当社の定める条件のもとに、IP 電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、IP 電話サービスの提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「LNP」とします。)による転入又は転出を行うことができます。

(ii) RCC 光電話オプションの付加サービス「ナンバー・リクエスト」を利用するには、RCC 光電話オプションの付加サービス「ナンバー・ディスプレイ」の利用の申込が必要です。

(iii) RCC 光電話オプションの付加サービス「ナンバー・ディスプレイ」を利用するには、発信元番号表示対応の電話機が必要です。

(6) LNP 転入には、以下の条件が適用されます。

(i) 転入元事業者の契約者と、RCC 光電話オプションに係る通信サービス契約の契約者が同一である必要があります。

(ii) 対象となる回線に係る転入元事業者との契約を解除又は利用休止していただく必要があります。

(iii) RCC 光電話オプションに係る通信サービス利用の申込と同時に LNP 転入手続きを行う必要があります。

(7) 契約者は、当社が指定する貸与機器(回線終端装置その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いた RCC 光の利用を行ってはならないものとします。

(8) 契約者は、貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

(i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

(ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(iii) 貸与機器を日本国外に持ち出さないこと

(iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

(9) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

(i)RCC 光に係る通信サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合

(ii)前記に掲げる他、契約内容の変更等により貸与機器を利用しなくなった場合

(10) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(11) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

(12) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(13) 契約者は、当社に対し、亡失品(第 10 号及び第 11 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

(14) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(15) 契約者は、RCC 光に係る通信サービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含まれます。以下同じとします。)してはならないものとします。

(16) 契約者は、契約者の利用する通信機器、宅内環境及び回線の混雑状況等により、通信速度及び通信品質が低下する可能性があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(17) 回線終端場所が、RCC 光の利用料に係る消費税が免税扱いとなる大使館、領事館、在日米軍等の敷地内にある場合、RCC 光を申し込むことはできません。

3. 契約の内容を変更することができる事項(第 13 条関係)

RCC 光において、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1) 回線品目(提供エリア及び回線終端場所の変更を伴わない場合、かつ、同じ料金プラン区分での変更に限ります。また、変更後の回線品目に応じて自動的に同じ料金プラン区分内で料金プランが変更される場合があります。)

(2) 回線終端場所(提供エリアの変更を伴わない場合に限り。また、変更後の回線終端場所に応じて自動的に料金プラン及び回線品目に変更される場合があります。)

(3) RCC 光電話オプションの追加及び削除

(4) RCC 光電話オプションにおける付加サービスの追加及び削除(同一付加サービスの追加及び削除は、1 ヶ月あたり各 1 回を上限とします。)

4. 契約者からの解除が効力を有する日(第 22 条第 1 項関係)

(1) RCC 光において、契約者の通知による解除の効力は、当該通知後 RCC 光において利用する回線の廃止日として当社が NTT から指定を受ける日とします。

(2) RCC 光電話オプションにおいて、契約者が、転入先事業者に対し LNP による転出を通知し、当社が NTT より当該事実に関する通知を受領した場合は、当該オプション及び当該オプションの附加サービスの削除を通知したものとみなされます。

5. 通信サービスの種類毎に定める料金(第 23 条第 1 項関係)

RCC 光においては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1) 回線の新設及び転用に要する費用(別紙8第2項第3号関係)

提供エリアをNTT東日本エリアとするRCC光の場合

回線 区分	工事 区分	料金プラン	工事 時間帯	回線の新設及び転用に要する費用の額
新規	有派遣工事	戸建て	昼間 (8:30~17:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 18,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、21,000円(税別)
				屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、10,600円(税別)
			夜間 (17:00~22:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 23,100円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、26,100円(税別)
				屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、12,580円(税別)
深夜 (22:00~8:30)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 28,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、31,200円(税別)			
	屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、14,560円(税別)			

		集合	昼間 (8:30~17:00)	<p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 15,000円(税別)</p> <p>ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、18,000円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 7,600円(税別)</p> <p>ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、10,600円(税別)</p>
			夜間 (17:00~22:00)	<p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 19,200円(税別)</p> <p>ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、22,200円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 9,580円(税別)</p> <p>ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、12,580円(税別)</p>
			深夜 (22:00~8:30)	<p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 23,400円(税別)</p> <p>ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、26,400円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 11,560円(税別)</p> <p>ただし、工事日が土日祝日に該当する場 合にあつては、14,560円(税別)</p>
	無派遣工事	戸建て 集合	-	1回線あたり新規開通工事費として、 2,000円(税別)
転用	-	戸建て	-	契約者とNTT東日本との契約において、 転用対象の回線の工事費について残債

		集合		(以下「NTT 東日本残債工事費」とします。)がある場合は、当該残債額を請求するものとします。
--	--	----	--	---

備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 土日祝日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)並びに年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日までの日とします。以下同じとします。))の日とし、以下同じとします。

(3) 夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。

(4) 上記回線の新設及び転用に要する費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30~17:00)	11,000 円(税別)
夜間(17:00~22:00)	18,000 円(税別)
深夜(22:00~8:30)	28,000 円(税別)

(5) 上記回線の新設及び転用に要する費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合にあっては、契約者は、NTT 東日本又は NTT 東日本が定める協定事業者に対し、当該追加工事費用を直接支払うものとします。

(6) 上記回線の新設及び転用に要する費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第 5 項第 6 号において定める RCC 光オプションの追加に要する費用及び第 5 項第 7 号において定める RCC 光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計が 29,000 円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000 円(税別)毎に加算工事費として別途 3,500 円(税別)を請求するものとします。

(7) 工事区分を無派遣工事とする新規開通工事費及び NTT 東日本残債工事費は、次項第 1 号定める初期費用の請求月(以下「新規開通工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(8) 工事区分を有派遣工事とする新規開通工事費及び加算工事費は、新規開通工事費請求月より 24 回の分割で請求が行われるものとします。24 分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に 24 を乗じた額を新規開通工事費請求月に請求するものとします。

(9) 前号に掲げる新規開通工事費の完済前に RCC 光を解約する場合にあっては、新規開通工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(2) 貸与機器の回復に要する費用(別紙 8 第 2 項第 12 号関係)

貸与機器の故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとします。)にあっては、別途当社が指定する金額

(3) 亡失負担金(別紙 8 第 2 項第 14 号関係)

当社が別途指定する金額

(4) 回線品目の変更に要する費用(別紙 8 第 3 項第 1 号関係)

提供エリアを NTT 東日本エリアとする RCC 光の場合

工事 区分	変更前の 料金プラン	変更後の 料金プラン	工事 時間帯	回線品目の変更によ る費用の額
有派遣工事	戸建て	集合	昼間 (8:30~17:00)	屋内配線の工程があ る場合： 1回線あたり品目変 更工事費として、 15,000円(税別) ただし、工事日が土 日祝日に該当する場 合にあつては、 18,000円(税別)
			屋内配線の工程がな い場合： 1回線あたり品目変 更工事費として、 7,600円(税別) ただし、工事日が土 日祝日に該当する場 合にあつては、 10,600円(税別)	
	夜間 (17:00~22:00)		屋内配線の工程があ る場合： 1回線あたり品目変 更工事費として、 19,200円(税別) ただし、工事日が土 日祝日に該当する場 合にあつては、 22,200円(税別)	
	屋内配線の工程がな い場合： 1回線あたり品目変 更工事費として、 9,580円(税別) ただし、工事日が土 日祝日に該当する場 合にあつては、			
集合				

				12,580円(税別)
			深夜 (22:00~8:30)	<p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり品目変更工事費として、 23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 26,400円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、 11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 14,560円(税別)</p>
	集合	戸建て	昼間 (8:30~17:00)	<p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり品目変更工事費として、 18,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 21,000円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、 7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 10,600円(税別)</p>

			<p>夜間 (17:00~22:00)</p>	<p>屋内配線の工程がある場合： 1 回線あたり品目変更工事費として、 23,100 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 26,100 円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1 回線あたり品目変更工事費として、 9,580 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 12,580 円(税別)</p>
			<p>深夜 (22:00~8:30)</p>	<p>屋内配線の工程がある場合： 1 回線あたり品目変更工事費として、 28,200 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 31,200 円(税別)</p>
				<p>屋内配線の工程がない場合： 1 回線あたり品目変更工事費として、 11,560 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にはあつては、 14,560 円(税別)</p>
無派遣工事	戸建て	戸建て	-	1 回線あたり品目変

	集合	集合		更工事費として、 2,000 円(税別)
--	----	----	--	-------------------------

備考(1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 工事区分を有派遣工事、変更前の料金プラン及び変更後の料金プランを戸建てとする工事はありません。

(3) 上記回線品目の変更にあつては、費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合にあつては、契約者は、NTT 東日本又は NTT 東日本が定める協定事業者に対し、当該追加工事費用を直接支払うものとします。

(4) 夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。

(5) 上記回線品目の変更にあつては、費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30~17:00)	11,000 円(税別)
夜間(17:00~22:00)	18,000 円(税別)
深夜(22:00~8:30)	28,000 円(税別)

(6) 上記回線品目の変更にあつては、費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第 5 項第 6 号において定める RCC 光オプションの追加にあつては、費用及び第 5 項第 7 号において定める RCC 光電話オプションにおける附加サービスの追加にあつては、費用の合計が 29,000 円(税別)を超える場合にあつては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000 円(税別)毎に加算工事費として別途 3,500 円(税別)を請求するものとします。

(7) 工事区分を無派遣工事とする品目変更工事費は、品目変更工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「品目変更工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(8) 工事区分を有派遣工事とする品目変更工事費及び加算工事費は、品目変更工事費請求月より 24 回の分割で請求が行われるものとします。20 分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあつては、当該端数に 24 を乗じた額を品目変更工事費請求月に請求するものとします。

(9) 前号に掲げる品目変更工事費の完済前に RCC 光を解約する場合にあつては、品目変更工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(5) 回線終端場所の変更にあつては費用(別紙 8 第 3 項第 2 号関係)

提供エリアを NTT 東日本エリアとする RCC 光の場合

工事区分	料金プラン	工事時間帯	回線終端場所の変更にあつては費用の額
有派遣工事	戸建て	昼間 (8:30~17:00)	屋内配線の工程がある場合： 1 回線あたり移転工事費として、9,000 円(税別)

			ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、12,000円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 6,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、9,500円(税別)
		夜間 (17:00～22:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、11,400 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、14,400円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、8,150 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、11,150円(税別)
		深夜 (22:00～8:30)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、13,800 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、16,800円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、9,800 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、12,800円(税別)
	集合	昼間 (8:30～17:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、 7,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、10,500円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、6,500

			円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、9,500円(税別)
		夜間 (17:00~22:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、9,450 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、12,450円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、8,150 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、11,150円(税別)
		深夜 (22:00~8:30)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、11,400 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、14,400円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、9,800 円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する 場合にあつては、12,800円(税別)
無派遣工事	戸建て 集合	-	1回線あたり移転工事費として、2,000 円(税別)

備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。

(3) 上記回線終端場所の変更にあつては費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に該当する場合があります。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30~17:00)	11,000円(税別)

夜間(17:00～22:00)	18,000円(税別)
深夜(22:00～8:30)	28,000円(税別)

(4) 上記回線終端場所の変更に要する費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合にあっては、契約者は、NTT 東日本又は NTT 東日本が定める協定事業者に対し、当該追加工事費用を直接支払うものとします。

(5) 上記回線終端場所の変更に要する費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第 5 項次号において定める RCC 光オプションの追加に要する費用及び第 5 項第 7 号において定める RCC 光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計が 29,000 円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000 円(税別)毎に加算工事費として別途 3,500 円(税別)を請求するものとします。

(6) 工事区分を無派遣工事とする移転工事費は、移転工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「移転工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(7) 工事区分を有派遣工事とする移転工事費及び加算工事費は、移転工事費請求月より 24 回の分割で請求が行われるものとします。24 分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、小数点以下端数に 24 を乗じた額を移転工事費請求月に請求するものとします。24 分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に 24 を乗じた額を移転工事費請求月に請求するものとします。

(8) 前号に掲げる移転工事費の完済前に RCC 光を解約する場合にあっては、移転工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(6) RCC 光電話オプションの追加に要する費用(別紙 8 第 3 項第 3 号関係)

提供エリアを NTT 東日本エリアとする RCC 光の場合

工事区分	工事時間帯	細目	RCC 光電話オプションの追加に要する費用の額
有派遣工事	昼間 (8:30～17:00)	基本工事費(注 1)	1 回線あたり 4,500 円(税別)
		交換機器等工事費(注 2)	1 回線あたり 1,000 円(税別)
		機器等工事費(注 3)	1 回線あたり 2,500 円(税別) ただし、RCC 光電話オプション対応機器の設置を工事担当者に依頼しない場合にあっては、1 回線あたり 1,500 円(税別)
	夜間 (17:00～22:00)	基本工事費(注 1)	1 回線あたり 5,550 円(税別)
		交換機器等工事費(注 2)	1 回線あたり 1,300 円(税別)
		機器等工事費(注 3)	1 回線あたり 3,250 円(税別) ただし、RCC 光電話オプション対応機器の設

			置を工事担当者に依頼しない場合にあつては、1回線あたり1,950円(税別)
	深夜 (22:00~8:30)	基本工事費(注1)	1回線あたり6,600円(税別)
		交換機器等工事費(注2)	1回線あたり1,600円(税別)
		機器等工事費(注3)	1回線あたり4,000円(税別) ただし、RCC光電話オプション対応機器の設置を工事担当者に依頼しない場合にあつては、1回線あたり2,400円(税別)
無派遣工事	-	基本工事費(注1)	1回線あたり1,000円(税別)
		交換機器等工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)

(注1)RCC光の新規開通工事、品目変更工事、移転工事と同時にRCC光電話オプションを追加する場合にあつては、基本工事費は発生しません。

(注2)RCC光電話オプションの利用のために必要となるNTT東日本設備側の工事をいいます。

(注3)貸与機器の設置及び設定(無線LANカードの利用を含みます。)並びに電話機に係る工事をいいます。

備考(1)工事区分は、当社が指定するものとします。

(2)上記RCC光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金の他、基本工事、交換機器等工事又は機器工事の内容に応じて別途工事費が発生する場合があります。

(3)上記RCC光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金、前号で定める工事費、第5項第1号において定める回線の新設及び転用に要する費用、第5項第4号において定める回線品目の変更に必要な費用又は第5項前号において定める回線終端場所の変更に要する費用及び第5項次号において定めるRCC光電話オプションにおける追加サービスの追加に要する費用の合計が29,000円(税別)を超える場合にあつては(各工事が同時に行われた場合に限ります。)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。

(4)上記RCC光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金は、RCC光電話オプションの追加工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「RCC光電話オプション工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。ただし、RCC光電話オプションの追加工事を第5項第1号において定める新規開通工事、第5項第4号において定める回線品目工事又は第5項前号において定める移転工事と同時にを行った場合(いずれも工事区分を有派遣工事とするものに限ります。)にあつては、RCC光電話オプション工事費請求月より24回の分割で請求が行われるものとします。24分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあつては、小数点以下端数に20を乗じた額を新規開通工事費請求月、品目変更工事費請求月又は移転工事費請求月に請求するものとします。

(5)前号に掲げる上記RCC光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金の完済前にRCC光を解約する場合にあつては、RCC光電話オプションの追加に要する費用の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(7)RCC光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用(別紙8第3項第4号関係)
提供エリアをNTT東日本エリアとするRCC光の場合

付加サービス名	RCC 光電話オプションにおける 付加サービスの追加に要する費用の額	
ナンバー・ディスプレイ	1 回線あたり交換機器等工事費として各々1,000 円(税別)	
キャッチホン		-
迷惑電話おことわりサービス		ただし、異なる付加サービスの利用の申込を同時に行った場合は、付加サービスの数にかかわらず、1 回線あたり 1,000 円(税別)
ナンバー・リクエスト		-
ボイスワープ		なお、RCC 光電話オプション区分を基本サービスとする RCC 光電話オプションと同時に利用の申し込みを行った場合は、付加サービスの数にかかわらず、0 円
着信お知らせメール		

備考 (1) 上記 RCC 光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の額の表中において定める料金は、RCC 光電話オプションにおける付加サービスの追加工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「RCC 光電話追加サービス工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(2) 発信元番号表示の設定変更にあつては、1 変更あたり 700 円(税別)を請求するものとします。

(3) 上記 RCC 光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の表中において定める料金、第 5 項第 1 号において定める回線の新設及び転用に要する費用、第 5 項第 4 号において定める回線品目の変更に必要な費用又は第 5 項第 5 号において定める回線終端場所の変更に必要な費用及び第 5 項前号において定める RCC 光電話オプションの追加に必要な費用の合計が 29,000 円(税別)を超える場合にあつては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000 円(税別)毎に加算工事費として別途 3,500 円(税別)を請求するものとします。

(8) IP 電話番号のポータビリティ制度による転入に必要な費用(別紙 8 第 2 項第 4 号関係)

一転入につき同番移行工事費として 2,000 円(税別)

(9) 設備点検兼故障修理に必要な費用

契約者の要請によって RCC 光電話設備に係る点検及び故障修理を実施した場合においては(修理すべき事項がなかった場合を含みます。)、当該実施内容及び時間に応じて当社が別途指定する金額

(10) 一時中断に必要な費用

料金等 RCC 光に係る通信サービス契約の債務の支払いを怠ったとき又は違法に若しくは明らかに公序良俗に反する態様において RCC 光を利用したときにあつては、一時中断費用として 2,000 円(税別)、一時中断の解除にあつては、第 5 項第 1 号において定める回線区分を新規とする回線の新設及び転用に要する費用

6. 初期費用の額(第 24 条関係)

RCC 光の初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本サービス

回線区分	初期費用の額
事務手数料	3,000 円(税別)
光電話手数料	2,000 円(税別)

備考 (1)回線区分を新規とする RCC 光の初期費用は、課金開始日の翌々月に請求するものとします。

(2)光コラボレーションモデル提供回線以外の回線を転用する場合にあっては、転用時回線切替費用として当社が別途指定する金額を請求するものとします。転用時回線切替費用は、課金開始日の翌々月より 24 回の分割で請求が行われるものとし、24 分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に 24 を乗じた額を課金開始日の翌々月に請求するものとします。

(2) RCC 光電話オプション

RCC 光電話オプション区分	初期費用の額	
基本サービス	0 円	
まとめてパック	0 円	
付加サービス	ナンバー・ディスプレイ	0 円
	キャッチホン	
	迷惑電話おことわりサービス	
	ナンバー・リクエスト	
	ボイスワープ	
	着信お知らせメール	

7. 月額料金の額(第 25 条関係)

RCC 光の月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	細目	月額費用の額
戸建て	基本料金	5,600 円(税別)
集合	基本料金	4,600 円(税別)
-	機器レンタル料	料金プランに関わらず、貸与機器の種別に応じて 以下に定める額 1 ギガ対応無線 LAN ルータ : 300 円(税別) ひかり電話対応ルータ : 200 円(税別) 無線 LAN カード : 100 円(税別)

備考 (1) 貸与機器は当社が指定するものとします。

(2) 機器レンタル料は、基本料金より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。

(2) RCC 光電話オプション

RCC 光電話オプション区分	月額料金の額	
基本サービス	基本料金 : 500 円(税別) 通話料金 : 第 7 項第 3 号に定める額	
まとめてパック	基本料金 : 1500 円(税別) 通話料金 : 第 7 項第 3 号に定める額	
付加サービス	ナンバー・ディスプレイ	400 円(税別)
	キャッチホン	300 円(税別)
	迷惑電話おことわりサービス	200 円(税別)
	ナンバー・リクエスト	200 円(税別)
	ボイスワープ	500 円(税別)
	着信お知らせメール	100 円(税別)

(3) RCC 光電話オプション通話料金

提供エリアを NTT 東日本エリアとする RCC 光の場合

分類	通話先		料金
音声	ひかり電話、および法人向けひかり電話への通話(注1)		3分あたり 8円(税別)
	NTT 東日本及び NTT 西日本への加入電話、INS ネットへの通話および 117・171 等への通話		3分あたり 8円(税別)
	他社固定電話		3分あたり 8円(税別)
	携帯電話	グループ 1-A	60秒あたり 16円(税別)
		グループ 1-B	60秒あたり 17.5円(税別)
		グループ 1-D	3分あたり 10.8円(税別)
	050IP 電話	グループ 2-A	3分あたり 10.4円(税別)
		グループ 2-B	3分あたり 10.5円(税別)
		グループ 2-C	3分あたり 10.8円(税別)
	PHS	区域内(注2)	60秒あたり 10円(税別)
		～160km	45秒あたり 10円(税別)
		160km 超	36秒あたり 10円(税別)
		上記の通信料金のほかに 1 通信毎	10円(税別)
ポケベル等(注3)	ポケベル等 (020 で始まる番号)	-	45秒あたり 15円(税別)
		上記の通信料金のほかに 1 通信毎	40円(税別)
データコネク	データコネク対応機器から	利用帯域：64Kbps まで	30秒あたり 1円(税別)

	データコネクト対応機器へのデータ通信(注4)(注5)	利用帯域：64Kbps 超～512Kbps まで	30 秒あたり 1.5 円(税別)
		利用帯域：512Kbps 超～1Mbps まで	30 秒あたり 2 円(税別)
テレビ電話	テレビ電話対応機器から FOMA (R) へのテレビ電話通信(注6)		60 秒あたり 30 円(税別)
	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信(注4)	利用帯域：2.6Mbps まで	3 分あたり 15 円(税別)
		利用帯域：2.6Mbps 超	3 分あたり 100 円(税別)
その他	上記以外の通信(音声・データコネクト・テレビ電話を複数同時利用した場合等)(注4)	利用帯域：2.6Mbps まで	3 分あたり 15 円(税別)
		利用帯域：2.6Mbps 超	3 分あたり 100 円(税別)
衛星電話・衛星携帯電話(注7)	インマルサット-B	国番号 870	1 分あたり 307 円
	インマルサット-B-HSD	国番号 870	1 分あたり 700 円
	インマルサット-M	国番号 870	1 分あたり 363 円
	インマルサット-ミニ M/フリート/M4	国番号 870	1 分あたり 209 円
	インマルサット-BGAN/FBB	国番号 870	1 分あたり 209 円
	インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	国番号 870	1 分あたり 700 円
	インマルサット-エアロ	国番号 870	1 分あたり 700 円
	インマルサット-M4-HSD/F-HSD	国番号 870	1 分あたり 700 円
	イリジウム	国番号 881-6, 881-7	1 分あたり 250 円

	スラーヤ	国番号 882-16	1分あたり 175円
国際電話(注7)	NTT 東日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において、国際通信に関する料金額として定められた額と同額		

(注1)「法人向けひかり電話」とは、NTT が提供する「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィス A(エース)」「ひかり電話ビジネスタイプ」「ひかり電話ナンバーゲート」の総称です。

(注2)NTT 東日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において、PHS 通信の通信料金を適用するために区分されたもののうち、「区域内通信」の区分に該当する区域とします。

(注3)東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービスへの通信が対象です。

(注4)1 通話又は 1 通信毎の利用帯域の合計に対して適用します。

(注5)データコネクトを複数同時利用した場合、合計利用帯域が 1Mbps 超～2.6Mbps までは 3分あたり 15円(税別)、2.6Mbps 超は 3分あたり 100円(税別)となります。

(注6)「FOMA/フォーマ」は NTT ドコモの登録商標です。

(注7)衛星電話・衛星携帯電話及び国際電話に消費税は課税されません。

備考 (1)グループ 1 及びグループ 2 の事業者名は以下の通りとします。

区分	接続先事業者名
グループ 1-A	株式会社 NTT ドコモ
	ソフトバンク株式会社(旧ワイモバイル株式会社)
グループ 1-B	沖縄セルラー電話株式会社
	KDDI 株式会社
	ソフトバンク株式会社
グループ 1-D	株式会社 NTT ドコモ(ワンナンバー機能により着信する場合)
グループ 2-A	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
グループ 2-B	株式会社 STNet
	株式会社 NTT ぷらら
	九州通信ネットワーク株式会社
	株式会社 ケイ・オブティコム

	ソフトバンク株式会社(旧ソフトバンク BB 株式会社)
	中部テレコミュニケーション株式会社
	東北インテリジェント通信株式会社
	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
グループ 2-C	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	株式会社 NTT ドコモ
	KDDI 株式会社
	ソフトバンク株式会社(旧ソフトバンクテレコム株式会社)
	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社(旧株式会社パワードコム)
	ZIP Telecom 株式会社
	アルテリア・ネットワーク株式会社

(2)RCC 光電話オプション通話料金は、第 7 項前号で定める RCC 光電話オプションに係る基本料金より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。

(3)RCC 光の音声通話機能に付帯して NTT 東日本が利用可能としているサービスを利用した場合、NTT 東日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(4) ユニバーサルサービス料 2 円(税別)/1 電話番号

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している電話番号の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づき NTT が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

8. 料金の調定(第 26 条関係)

RCC 光における最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

料金プラン	最低利用期間内解除調定金の額
戸建て	7,200 円 (消費税は課税されません。)
集合	7,200 円 (消費税は課税されません。)

9. 利用不能の場合における料金の調定(第 27 条第 2 項関係)

当社が、RCC 光 (RCC 光を構成する NTT 及び NTT が別途定める協定業者の電気通信サービスを含みます。) を NTT 又は NTT が別途定める協定業者の責めに帰すべき事由により契約者に提供できなかったときは、その補償を NTT から受けた場合に限り、契約者に対し、当該補償額を均等に返金します。

10. 保証の限定 (第 40 条関係)

RCC 光は、次の事項について保証しません。

- (1) 通信の可用性、遅延時間、その他の品質。
- (2) RCC 光を利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。